

その他

【協議を伴わない報告事項】

①御所市コミュニティバスの利用者負担について

現在、本市のコミュニティバス（ひまわり号）は、西コース及び東コースをバス 2 台でそれぞれ 1 日 6 便運行しており、利用料として乗車 1 回につき 100 円を利用者より徴収しています。

この度、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民の方々への経済的支援として、また、地域経済の活性化につなげるために利用者の利用料（1 回：100 円）を令和 2 年度に限り、運賃相当分を市が負担することとなりました。

これにより、利用者負担無しでコミュニティバス（ひまわり号）に乗車いただけます。

事業期間については市広報紙 8 月号にて市民の方々へ周知することから、令和 2 年 8 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとしております。

なお、本事業の実施にあたっては、有償運送の形態を維持したまま運行するため、報告事項とさせていただきます。

②バス停の移動について

新規事業所の建設にあたり、現在設置している「出屋敷バス停」が当事業所の出入口にあたることからバス停の移動が必要となり、現在のところから北へ約 50 m 先に移動することとなりましたのでご報告いたします。